

2. 専門実践教育訓練の対象となる講座

1. 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程^{*1}

[訓練期間は1年以上3年以内（かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間）]

＜対象となる業務独占資格＞^{*2}

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

＜対象となる名称独占資格＞^{*3}

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師 など

*1 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、

- ①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除
が可能になる課程

*2 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格

*3 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格

*4 必置資格（事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格）は、
上記*2や*3の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、新しい教育訓練
給付制度の対象講座にはなりません

2. 専門学校の職業実践専門課程 [訓練期間は2年]

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定したもの

3. 専門職大学院 [訓練期間は2年または3年以内]

高度専門職業人の養成を目的とした課程

3. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」の支給申請手続

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと※、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、原則として、受講開始日の1か月前までに行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要）。

これら書類の提出は、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。

手続きは、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難である、その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことはできません。

このやむを得ない理由のために支給申請期間内にハローワークに来所することができない場合に限り、その理由を記載した証明書などを添付のうえ、代理人（本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要）または郵送により提出することができます。

※ 訓練対応キャリアコンサルタントとは中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことです。訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

在職者の場合、訓練前キャリアコンサルティングを受けず、勤務先の雇用保険の適用事業所の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認したことを証明する書類を提出することも可能。

＜ご注意＞

やむを得ない理由があると認められるかどうか、また必要な証明書などについては、事前に本人の住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

＜受講前の提出書類＞

- ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワーク等で配布）
※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にはマイナンバーの記載が必要です。
- ②上記のジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの）
(または「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」。証明書の様式はハローワークで配布)
- ③-1 本人・住所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード
〔これらをお持ちでない方は、次の(1)～(3)のうち、異なる2種をお持ちください。（コピー不可）。〕
 - (1)旅券（パスポート）(2)住民票記載事項証明書（または住民票の写し・印鑑証明書）
 - (3)国民健康保険証（健康保険被保険者証）
- 郵送の場合は事故防止のため(2)と民生委員の証明、公共料金の領収書のいずれか。
- ③-2 個人番号（マイナンバー）確認書類
〔マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです（コピー不可）。〕
- ④雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証でも可・コピーでも可）
- ⑤教育訓練給付適用対象期間延長通知書（適用対象期間の延長をしていた場合に必要）
- ⑥写真2枚（最近の写真、正面半身、縦3.0cm×横2.5cm）
- ⑦払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）
〔郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー〕
「払渡希望金融機関指定届（「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に記載欄あり）」に払渡先希望金融機関の確認印を受ける必要がありますが、金融機関の確認を受けずに、支給申請書と一緒に申請者本人の名義の通帳またはキャッシュカードを提示していただいても差し支えありません。なお、雇用保険の基本手当受給資格者等で、すでに「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届け出の必要はありません。
- ⑧郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、証明書などの添付書類

＜支給申請者と支給申請先＞

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講中と受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

支給申請書の提出は、受講前の手続きと同様に、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難であるなど、やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことができません。

＜支給申請の提出書類＞

- ①教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）
(受講開始前の手続き後にハローワークから交付)
- ②教育訓練給付金支給申請書
教育訓練の受講中と受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。
「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。
- ③受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書
指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了の見込みまたは修了を認定した場合に発行します。
- ④領収書
指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書(または必要事項が付記されたクレジット伝票)が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、保管しておいてください。
- ⑤返還金明細書
「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に、指定教育訓練実施者が発行します。
- ⑥教育訓練経費等確認書
- ⑦郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、証明書などの添付書類
- ⑧資格取得したことにより支給申請する場合は、資格取得を証明する書類

＜支給申請の時期＞

- ◆ 専門実践教育訓練を受講中は、受講開始日から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算して1ヶ月以内が支給申請期間です。
専門実践教育訓練を受講修了したときは、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内が支給申請期間です。
やむを得ない理由があると認められ、郵送により支給申請を行う場合は、いずれも1ヶ月以内の消印日までです。
- ◆ 専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年内に一般被保険者として雇用された場合に追加給付を受けるための支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内
(一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1ヶ月以内)